

長篠古戦場レンタサイクル利用規約

令和4年3月19日制定

この規約（以下「本規約」といいます。）は、新城市長篠城址史跡保存館（以下、「当館」といいます。）が提供するレンタサイクルサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を、本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）と当館との間で定めるものです。

1（利用申請）

利用申込は、当館の開館当日に窓口で利用者が直接行ってください。利用手続きの際に、長篠古戦場レンタサイクル利用申込書兼利用証（以下「利用証」とする。）に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証など）と一緒に提示してください。受付後、自転車の鍵、バッテリー、ヘルメット、注意事項等を記した説明書をお渡しします。

2（利用時間）

本サービスの提供時間は午前9時から午後4時までとします。

なお、利用証の受付時間は午後2時までとします。

（1）本サービスの利用可能時間は、利用証の申込から3時間以内とします。

3（利用料金および支払方法）

本サービスは、当館が定める施設入館料金を当館が指定する方法により支払うことで受けることができます。

4（利用条件）

本サービスの利用者は、管理義務をもって利用するものとし、その管理責任は、利用証の受領後に窓口で自転車の鍵等の貸与を受けた時からそれら物品を返却する時までとします。利用者1名につき自転車1台とし、お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。同時利用の人数制限は最大5人までで、その他利用条件は、以下のとおりです。

（1）利用者は高校生以上の方であること。ただし、中学生以下の場合は保護者が同伴する場合はこの限りではありません。なお、推奨される適正身長は147cm以上の方となっています。

（2）本県の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例など交通安全ルールを守ることができる方。

（3）本規約の内容を遵守でき、当館職員の指示に従うことができる方。

5（返却）

利用後は利用前の状況と同様に必ず当館のサイクルラックへ駐輪・施錠し、自転車の鍵、バッテリー、ヘルメット、注意事項等を記した説明書を窓口まで返却してください。

また、連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎることや当館からの返却問い合わせに何らの回答もない場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

長篠古戦場レンタサイクル利用規約

6（自転車の事故処理）

利用者が事故にあった場合、ケガ人がいるときにはケガ人の安全の確保を最優先に実施してください。次いで、自分自身の安全を確保するようお願いいたします。

次に速やかに警察・救急への通報を行い、併せて当館に事故の状況について報告し、管理者の指示に従って対応してください。

7（自転車の故障・損傷・盗難または紛失）

利用者は、利用前に自転車に不具合がないか、必ず事前の点検確認を実施してください。

(1) 利用者に起因する自転車の故障の場合は、修理代金は当館から利用者に相当の費用を請求させていただきます。また、当館への事前連絡を行わず、利用者自身が自転車を修理することや第三者への修理依頼を行うことを禁止します。

(2) 自転車から離れる場合は、自転車の鍵を必ず施錠してください。

8（補償）

本サービスの自転車は赤色 TS マーク保険に加入しています。当館はこの損害賠償保険の範囲を超えての補償は、一切の責任を負いません。

(1) 警察及び当館に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、当館で加入する損害賠償保険が受けられない場合があります。

(2) 本サービスで提供する自転車の整備上の瑕疵がある場合は、新城市が加入する損害賠償保険の対象となる場合があります。

(3) 上記の損害賠償保険の適用外の場合、利用者ご自身の責任で解決していただきます。そのため、利用者をご自身で自転車損害賠償責任保険の加入状況についての確認をお願いします。

(4) 利用者が自転車損害賠償責任保険の加入をされていない場合、本サービスの提供をお断りすることがあります。

9（個人情報の管理）

入手した個人情報は、当館の本サービス以外での利用はいたしません。なお、一定期間が過ぎたものについては、新城市の文書廃棄方法に準拠して処理を行います。

10（禁止事項）

利用者は、本事業の利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または飲酒、無謀運転など交通法規に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連し、危険箇所及び不適切な場所での利用行為
- (3) 自転車放置禁止区域、歩行者の通行障害となるような場での駐輪
- (4) 自転車の損傷（パンクなど）を認めた場合、運転を継続する行為
- (5) 他の利用者に成りすます利用申込者以外の利用行為
- (6) 通勤・通学など、恒常的と判断されるような利用行為
- (7) 利用証を交わさない口頭での予約及び仮押さえ行為

長篠古戦場レンタサイクル利用規約

(8) その他、当館が不適切と判断する行為

11 (本サービス提供の停止および内容の変更等)

当館は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービスにおける自転車の充電、定期点検や更新を実施している場合

(2) 天候不順や悪天候、または天災などの不可抗力により、本サービスの実施が困難と判断した場合

12 (免責事項)

本サービスに起因して利用者に生じたあらゆる損害について、当館の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年3月19日から施行する。